

青森県内での就職活動に
おける交通費を助成する
制度もあります！
(最大22,000円)

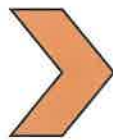


青森県への移住・就業で、 最大100万円を支給します！

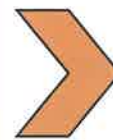
- ◆2人以上の世帯の場合の移住 100万円を支給
- ◆単身での移住 60万円を支給



マッチングサイト
の掲載求人に応
募・就職



東京圏から
青森県へ
移住



市町村から
移住支援金
を支給

※マッチングサイト「あおもりジョブ」は、こちらから⇒



青森県内の企業情報
や求人情報などを
ご紹介しています！



※移住・就業3か月後、移住先市町村に申請

求人情報やご不明な点はお気軽にご相談ください！

【お問い合わせ先】青森県 商工労働部 労政・能力開発課
青森県青森市長島1丁目1-1

TEL:017-734-9398

E-mail: roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

制度の詳細は裏面をご覧ください。



あおもり移住支援事業とは・・・

東京一極集中の是正及び本県中小企業の人手不足解消のため、東京圏から本県へ移住し就業した方の経済的負担を軽減する移住支援金（最大100万円）を支給する事業です。

1. 支給金額

- ・世帯での移住の場合⇒100万円／単身での移住の場合⇒60万円
- ・起業の場合は、最大100万円の移住支援金に加え、最大200万円の起業支援金の対象になります。詳細はこちらから⇒http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/H31_kigyosienkin.html

2. 支給対象者の要件(次の①、②、③全てに該当する方が対象となります)

【移住元】 ①東京23区の在住者又は通勤者(直近5年以上)

？移住前の条件は？

- ・移住直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していた方 又は、
 - ・移住直前に、連続して5年以上、東京圏※1(条件不利地域※2を除く)に在住し、かつ東京23区に通勤していた方
- ※1 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県
※2 【条件不利地域の市町村】
- ・東京都: 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
 - ・埼玉県: 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
 - ・千葉県: 館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
 - ・神奈川県: 山北町、真鶴町、清川村

【移住先】 ②青森県内への移住者

？いつ移住しても対象になるの？

- ・平成31年4月1日以降の転入であること。
- ・申請後5年以上継続して移住先市町村に居住する意思があること。等

？いつ申請するの？

- ・移住(転入)後3か月以上1年以内に移住先の各市町村担当課へ申請します。

？青森県内のどの市町村への移住でも対象になる？

平成31年度(2019年度)は、蓬田村、大間町、風間浦村は本事業を実施しておりません。また、青森市は、移住者が起業した場合のみ対象としています。それ以外の青森県内の市町村であれば全て対象です。

【就業】 ③青森県がマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人 に就業した方又は起業支援金の交付決定を受けた方

？対象となる求人は？

- ・青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している中小企業等の求人であること。(※官公庁や大企業は対象となりません)就業を検討している求人がマッチングサイトに掲載されていない場合は、県労政・能力開発課へお問い合わせください。
- ・就業者にとって、3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

？就業の条件などはあるの？

- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- ・当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。(3年未満に青森県内から転出した場合は全額返還、3年以上5年以内に転出した場合は半額返還となりますのでご注意ください。)
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。等

3. 申請先

移住先の各市町村担当課

◆詳細は、青森県労政・能力開発課のホームページをご覧ください。
<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/job/ijyuusiennkinn.html>